

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J－A d v i s e r の名称】

【担当 J－A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J－A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J－A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2025年11月21日

株式会社 J S e c u r i t y
(JSecurity, Inc.)

代表取締役社長 今村 誉一

東京都港区浜松町二丁目4番1号世界貿易センタービル
ディング南館17階

(03) 4567-2823 (代表)

取締役経営管理部長 小林 拓矢

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町4番2号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03) 3666-2321

当社は、当社普通株式を2025年12月24日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。
また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社 JSecurity

<https://www.jsecurity.co.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期(半期)
決算年月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年6月
売上高 (千円)	533,704	380,324	520,839	311,342
経常利益 (千円)	38,909	33,144	99,914	77,445
当期(中間)純利益 (千円)	25,395	16,905	72,462	52,186
純資産額 (千円)	36,492	53,397	125,860	179,884
総資産額 (千円)	673,603	1,131,645	2,028,902	2,605,147
1株当たり純資産額 (円)	13.40	19.60	46.20	66.04
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益 (円)	9.32	6.21	26.60	19.16
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	5.4	4.7	6.2	6.9
自己資本利益率 (%)	69.6	37.6	80.8	34.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	293,668	564,552	374,353
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	54,740	28,060	△127,946
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△25,990	△3,828	△2,053
現金及び現金同等物の期末中間期末残高 (千円)	201,777	524,608	1,114,284	1,357,644
従業員数 (人)	9	12	11	14

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 第5期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目について記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
9. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第7期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表及び第8期（中間）（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間財務諸表について有限責任パートナーズ綜合監査法人の監査及び期中レビューを受けておりますが、第5期及び第6期の財務諸表については、監査を受けておりません。
10. 2025年10月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（中間）純利益を算定しております。

2 【沿革】

当社は、1994年に韓国で創業した JIRAN グループが、日本市場への進出を目的として 2011 年 7 月に設立した日本法人である株式会社 JIRANSOFTJAPAN（現 株式会社 JIRAN JAPAN）を設立母体としております。当社は、日本におけるセキュリティ事業に特化する目的から 2018 年 1 月に新設分割により設立されました。

年月	事項
2018年 1 月	株式会社JIRANSOFTJAPAN（現 株式会社JIRAN JAPAN）による簡易新設分割により、当社設立 情報セキュリティ事業を開始
2018年11月	標的型攻撃メール訓練サービス「MudFix」をリリース
2019年 3 月	ランサムウェア対策ソフト「AppCheck」を機能強化し本格リリース
2023年11月	標的型攻撃メール訓練サービス「MudFix」が、「ASPICクラウドアワード2023」支援業務系ASP・SaaS部門にて、「ASPIC会長賞」を受賞（注）
2024年 2 月	ISMS 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認証を取得
2024年 6 月	標的型攻撃メール訓練サービス「MudFix」に教育サービスを追加しリリース
2025年 9 月	統合型セキュリティソフト「Exosphere for FORVAL」をリリース

（注）「ASPIC クラウドアワード」とは、一般社団法人日本クラウド産業協会（ASPIC）が主催し、総務省などが後援しているアワードです。本アワードは、IoT・AI・クラウドサービスの普及促進と社会情報基盤の確立を目指し、その貢献が認められる企業を表彰するものです。

3 【事業の内容】

当社は、情報セキュリティサービスの販売、保守サービスを行う情報セキュリティ専門企業になります。

昨今、AI 技術の発達や IoT 機器の普及、企業のテレワーク導入や DX (デジタルトランスフォーメーション) の進展など、社会・経済の情報技術への依存度が高まるとともに、サイバー攻撃は増加傾向にあります。そのため、あらゆる業種の企業におけるサイバーセキュリティリスクは多様化・高度化しており、大規模企業のみならず、中堅・中小企業においても、その対策は必須となっております。

当社は、その課題を解決するため、「すべては日本のセキュリティのために」のミッションのもと、様々な情報セキュリティ製品を取り扱い、様々な業種、様々な規模の会社にサービスを提供しています。

各サービスにおける製品本体販売のほか、契約期間に係るライセンス・保守サービスを行っております。これは製品の改良版の提供、使用方法に関する問い合わせ窓口の対応や製品情報の提供といった契約期間にわたる製品の使用を支援するものとなっております。

当社における販売活動に関しては、パートナー企業（販売代理店）による営業体制が売上の約9割を占めていますが、直販営業も行っております。

当社製品は基本的にライセンス契約と保守サービス契約はセットでの販売となっております。ライセンス契約及び保守サービス契約は期間按分で売上が計上されることとなっております。ライセンス契約及び保守サービス契約の期間は1年～7年であり、契約開始のタイミングで契約期間に係るすべての料金を收受することとなります。会計上の売上計上は契約期間に応じて均等按分のうえ計上していることから、契約負債（前受収益）が計上されることとなります。そのため、契約負債の金額が多くなっております。

製品本体の開発・仕入について、当社は自社で開発部門を保有していないことから、自社で企画した製品についての開発については基本的に外注しております。また、他社製品（主に韓国製品）を仕入れる際も、そのまま製品を販売するのではなく、日本向けにローカライズ（開発）をして販売しております。開発業務については自社企画製品同様、外注して開発しており、弊社が販売している製品の中でメールに関連する製品が多いため特に Jiransecurity Co., Ltd. に対して多くの開発業務を委託しております。また、一部の製品（迷惑メール対策「SPAMSNIPER」など）については、ソフトウェアだけでなく、ハードウェアも合わせて販売しております。

なお、当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントであり、サービスの概要をセグメント情報に関連付けることが困難であるため、サービス区分別にその概要を記載しております。

以下は、当社が取り扱っている主な情報セキュリティサービスの内容になります。

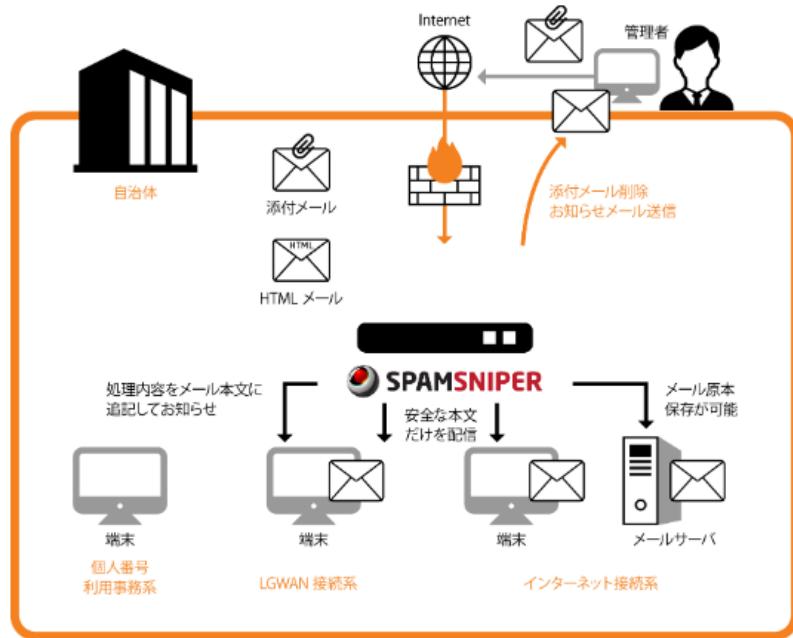
1. メールセキュリティ対策

大手企業のメールセキュリティ対策製品が高単価で、中小企業にとっては導入コストが高いサービスとなっている中、当社は低価格に抑えた、中小企業向けメールセキュリティ対策製品を提供しています。大手企業より導入コストを抑えられる理由としては、大手企業向けの製品は高度な機能や大規模な運用体制を前提としているため、初期費用が高額になりがちである一方、中小企業にとって必要不可欠な機能（ウイルス対策、迷惑メールフィルタ、誤送信防止）に特化することで、開発や運用コストを削減し、それを価格に反映させることができます。

迷惑メール対策「SPAMSNIPER」はスパム、ウイルス対策、誤送信対策が一体となったサービスです。意図せずウイルスが仕込まれたメールを受信した場合でも、「SPAMSNIPER」の利用によって、悪意のあるコードや危険なサイトへの URL リンク等は無効化されるため、ユーザーの感覚に左右されることのないセキュリティ対策が可能となります。

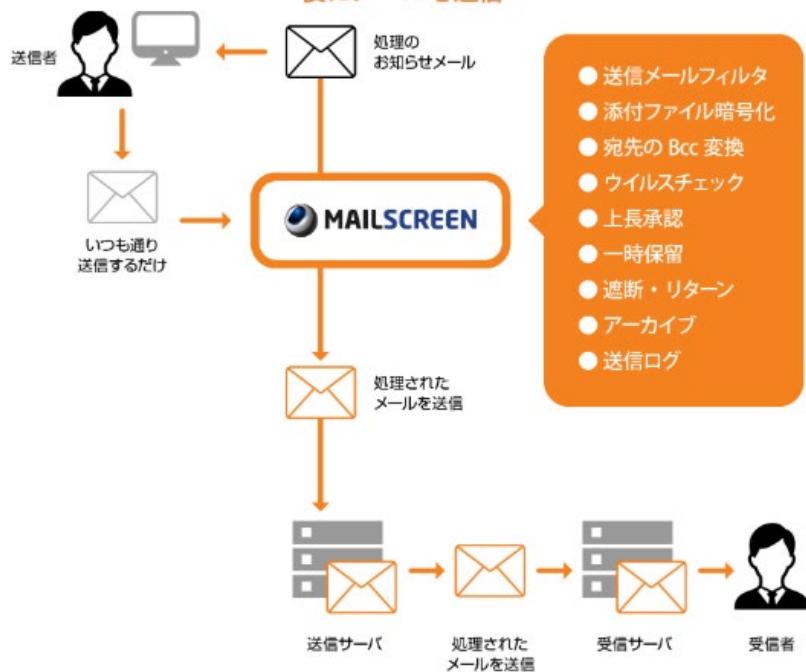
なお、「SPAMSNIPER」は JiranSecurity Co., Ltd が開発し当初韓国で展開していたスパムメール対策製品ですが、日本市場だけの特殊なニーズ（総務省の「自治体セキュリティ強靭化対策」の推進）に伴い、当社が日本市場向けにローカライズ（「メール無害化」（注）を追加）を行った製品になります。

（注）「メール無害化」とは、メールの本文や添付ファイルに仕組まれたマルウェアや不正なプログラムなどの脅威を無効化し、安全な状態に処理することを指します。



メール誤送信対策「MAILSCREEN」はメール誤送信対策と個人情報漏洩防止対策が一体となったサービスです。送信メールに対し各種メールフィルタルールを設定することで社外への情報漏洩を遮断したり、送信遅延機能により、メールアドレスの間違いや添付ファイルの間違いがあった場合に送信メールを取り消すことができるなど、情報漏洩防止対策、内部統制の強化を実現することができます。「MAILSCREEN」は販売パートナーへ OEM 提供することで、スマートフォンでも対応できるようになるなど追加的な機能も有しています。

送信メールフィルタや送信遅延などで誤送信を防止。ウイルスチェック 後にメールを送信



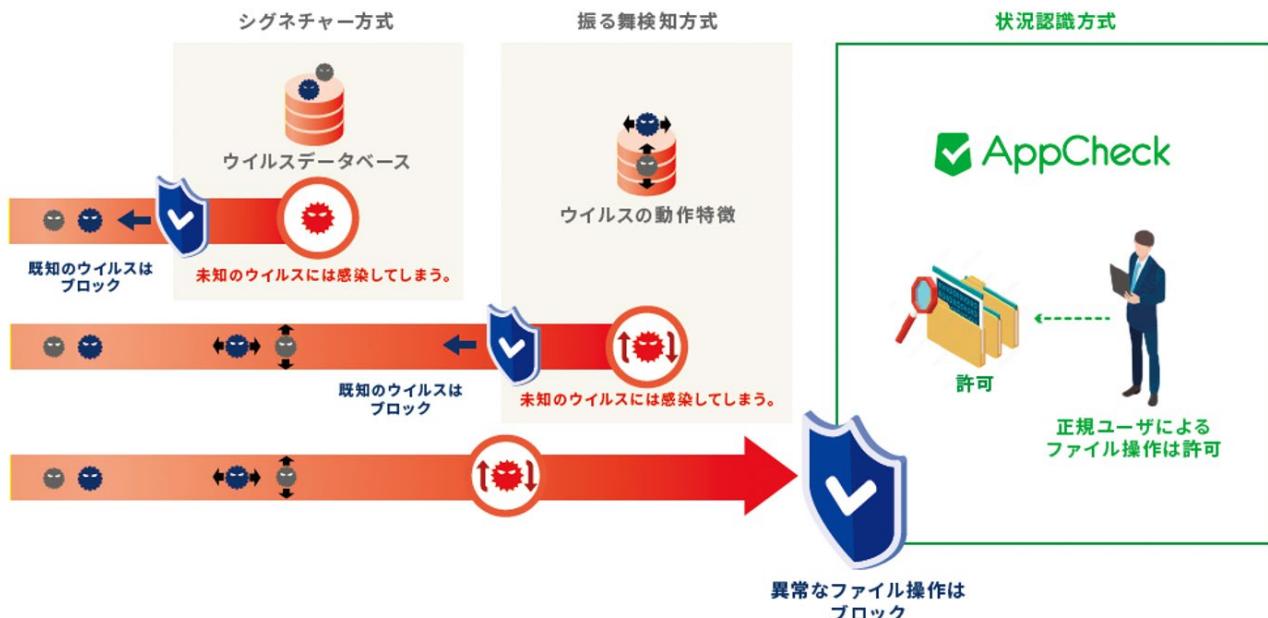
2. 標的型攻撃対策・ランサムウェア対策

IPA（情報処理推進機構）より 2025 年 1 月 30 日に公開された「情報セキュリティ 10 大脅威 2025」によると、情報セキュリティに関する「組織」向け脅威として、ランサム攻撃による被害（第 1 位）と機密情報等を狙った標的型攻撃（第 5 位）が上位に位置付けられています。

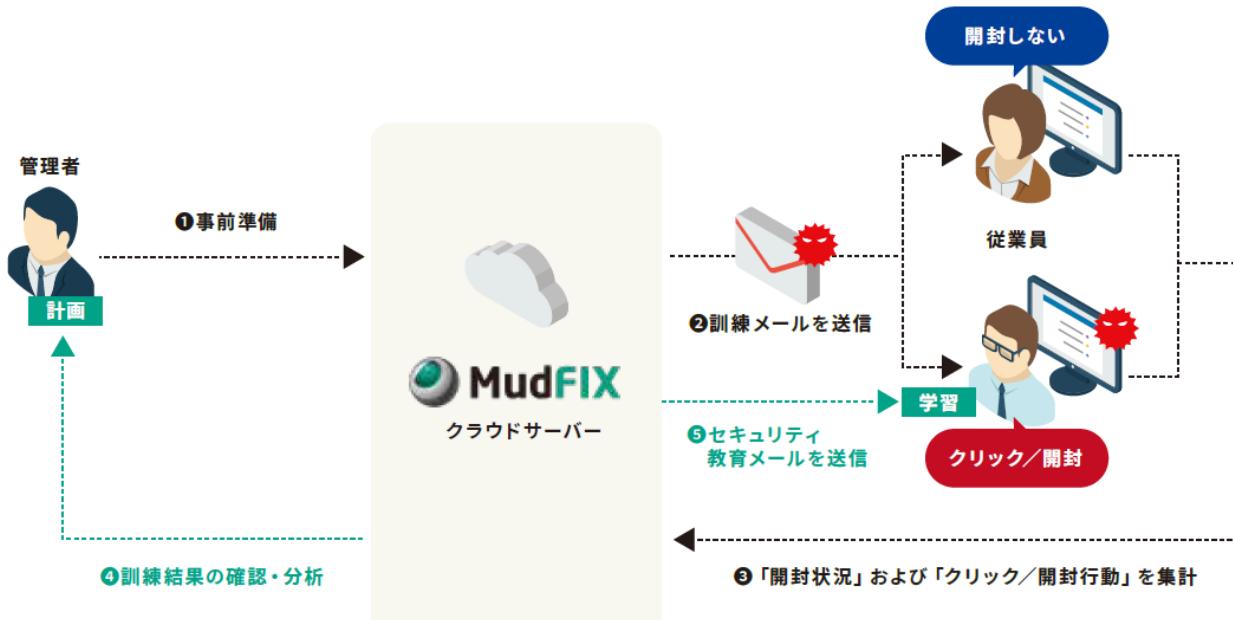
ランサムウェア対策ソフト「AppCheck」は、過去に発見されたウイルスのサンプル（ウイルスパターンファイ

ル）を基にウイルスの検出を行う従来のウイルス対策ソフトとは違い、ランサムウェアの特徴を調べるのではなく、状況認識技術により毀損されるファイルの変化をリアルタイムで検出することができるサービスになります。この技術により、検出用のウイルスパターンファイルを使わずにランサムウェアを検出することが可能となり、未知のランサムウェアにも対応することができます。

なお、「AppCheck」のサービス提供にあたって、当社は開発会社である CheckMAL Inc. と日本における販売契約を締結し、ソフトウェアの販売と保守を行っています。



標的型攻撃メール訓練・教育サービス「MudFix」は JiranSecurity Co.,Ltd が開発した製品であり、標的型攻撃メールの被害が受信者のセキュリティ意識と知識不足によって、意図せず（企業の関係者と誤認して）メール開封することによってもたらされることに着目し、教育と訓練によって標的型攻撃メールによる被害を回避することを目指したサービスです。「MudFix」で普段から標的型攻撃を疑似体験することで、メールを受信した時にいつもとの違いに気づき、疑い、慌てずに同僚や上司、セキュリティ担当者に相談するなど適切な対応を行えるようになります。「MudFix」で訓練後、訓練結果により教育が必要な対象者のみに教育コンテンツを提供できる当社独自の機能を有し、日本国内で特許出願しております。



3. ファイル共有サービス

ファイル共有サービス「GIGAPOD」は、企業向けのオンラインストレージサービス、またはファイル転送・共有サーバーシステムです。大容量ファイルの転送・共有ができ、高いセキュリティを備え、またゲストフォルダ機能や共有フォルダ機能があり、権限設定も利用者で設定が可能となっております。企業における情報漏洩対策や内部統制強化、大容量データの効率的なやり取り（脱 PPAP、マルウェア対策など）を支援するために利用されています。

また、建築・土木現場向けに開発された「Gate4Mobile」は、どこからでも必要な情報・ナレッジを引き出し、関係者全員との情報共有が可能となるアプリケーションです。アプリケーションを利用することで、関係者とのコミュニケーションが円滑になり、効率的な業務が可能です。

4. その他、主要サービス

分類	サービス名	概要	開発元
運用管理ツール	PCFILTER	マイナンバー や クレジットカード番号などの個人情報を含むファイルをPCやファイルサーバ・ネットワークドライブから検索し、適切な対処と管理をサポートする、個人情報検出・管理ソフト。	Jirandata Co., Ltd.
統合型セキュリティソフト	Exosphere for FORVAL	マルウェアをリアルタイムで検知・遮断、ファイルや印刷物、USBなどの媒体を制御して情報漏洩を防止し、ウェブやアプリケーションへのアクセス制限して内部情報の不正利用を防止します。中央集中的な管理機能とAPI連携により、企業のセキュリティポリシーを効率的に管理できる統合型セキュリティソフト。	Exosphere Labs, Inc.

製品開発においては、自社で製品を企画開発し、自社がメーカー側の立ち位置になる場合（自社開発）の他、販売代理店もしくはエンドユーザーからのニーズを受け、メーカーに開発要望として依頼する（他社開発）が存在します。

自社開発においては単に販売するというものではなく、外部からの製品（韓国製品やグローバル製品）を日本でも販売しやすいように企画、カスタマイズを実施し販売を行っております。

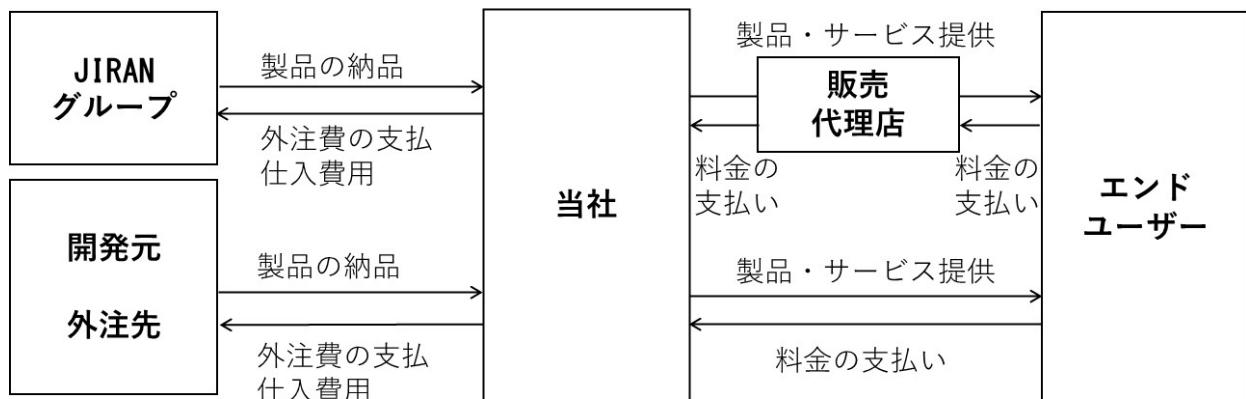
他社開発においては過去のノウハウからマーケットにフィットするように開発要望をまとめたうえで提案するなど、単に開発依頼を横流しするだけでなく提案型の開発を行っております。また自社開発での知見を活かした販売企画も合わせて提案することにより、当社の収益となっております。

なお、各サービスにおける製品販売のほか、契約期間に係るライセンス・保守サービス業務を行っております。

また、当社における販売活動に関しては、パートナー企業（販売代理店）に加え、直販営業による営業体制も構築しております。

[事業系統図]

当社は、開発元、仕入先や外注先からサービスの提供を受け、エンドユーザーに向けて直販及び代理店経由でサービスを提供しております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社JIRAN JAPAN	東京都 港区	19,995	情報セキュリティ	被所有 42.93	資金の貸付等

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
14	34.5	1.9	5,124

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）については、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社の報告セグメントは「情報セキュリティ事業」の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第7期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス5類への移行後、インバウンドの活発化による経済正常化が進む中、緩やかな回復がみられました。しかしながら、資源・エネルギー価格の高騰などによる物価高、長引くウクライナやイスラエルの情勢不安等、多くの懸念材料により依然として先行き不透明な状況が続いております。

情報サービス産業においては、多岐にわたる業種でDX（デジタルトランスフォーメーション）化に対応するためのシステム投資需要は拡大基調が続いており、また、生成AIモデルが注目され、様々な分野でのイノベーションが期待されています。このように社会・経済の情報技術への依存度が高まるとともにサイバー攻撃に対する脅威も高まっております。

情報セキュリティ業界は、サイバー攻撃が質・量ともに増大し、特に生成AIの悪用やサプライチェーン全体を狙う攻撃が新たな脅威として顕在化しました。これに対し、企業はセキュリティへの投資を増やす一方、政府も法整備を進めることで、サイバーリスクへの対応を強化する年となりました。サイバーセキュリティ対策に対するニーズは底堅く、当社事業に対する社会的な期待や必要性は益々高まっているものと認識しております。

このような環境のなか、当社は、ランサムウェア対策、標的型攻撃対策のソリューションにおける販売強化により業績を拡大させております。これらの結果、売上高 520,839千円（前期比 36.9%増）、営業利益 99,422千円（同 204.5%増）、経常利益 99,914千円（同 201.4%増）、当期純利益 72,462千円（同 328.6%増）となりました。

なお、当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

第8期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間会計期間における我が国経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、企業収益は改善傾向にあり、雇用・所得環境も改善するなかで、緩やかな回復となりました。一方、世界経済は金利の高止まり、不安定な海外情勢、さらには米国新政権の通商政策動向による混乱など先行き不透明な状況が続いております。

情報セキュリティ業界は、サイバー攻撃がさらに巧妙化・多様化する一方、AIの悪用が新たな脅威として顕在化しました。特にランサムウェア攻撃は、その被害規模と影響範囲を拡大させ、金融やインフラなど社会的に重要な産業を標的とする傾向が強まりました。こうした脅威に対し、企業はセキュリティ投資を強化し、統合的な対策へとシフトする動きを見せてています。また、政府も法整備や国際的な協力を進めることで、サイバー空間全体の安全確保に取り組んでいます。

このような環境のなか、当社は、ランサムウェア対策、標的型攻撃対策のソリューションにおける販売強化により業績を拡大させております。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は 311,342千円、営業利益は 66,696千円、経常利益は 77,445千円、中間純利益は 52,186千円となりました。

なお、当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は 1,114,284千円（前事業年度末比 589,675千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、564,552千円（前事業年度は、293,668千円の収入）となりました。こ

れは主に、税引前当期純利益 99,914 千円に対し、増加要因として、契約負債の増加 773,631 千円があり、減少要因として、前払費用の増加 336,080 千円があつたことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得した資金は、28,060 千円（前事業年度は、54,740 千円の収入）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出 10,600 千円、及び貸付金の回収による収入 40,000 千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、3,828 千円（前事業年度は、25,990 千円の支出）となりました。これは、長期借入金の返済 3,828 千円によるものです。

第8期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は1,357,644千円（前事業年度末比243,360千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、374,353千円となりました。これは主に、税引前中間純利益77,445千円に対し、増加要因として、契約負債の増加564,540千円があり、減少要因として、前払費用の増加203,011千円があつたことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、127,946千円となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出98,221千円、無形固定資産の取得による支出25,000千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、2,053千円となりました。これは、長期借入金の返済によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の行う事業は提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

(2) 受注状況

当社の行う事業は提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。なお、当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントのため、売上区分別に記載しております。

売上区分	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	前年同期比 (%)
製品本体 (千円)	170,050	98.3
ライセンス・保守サービス (千円)	350,788	169.1
合計 (千円)	520,839	136.9

(注) 主な販売先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
トライポッドワークス株式会社	227,798	59.9	275,193	52.8
santec Japan 株式会社	34,301	9.0	125,389	24.1

中間会計期間

売上区分	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	前年同期比 (%)
製品本体（千円）	93,794	—
ライセンス・保守サービス（千円）	217,547	—
合計（千円）	311,342	—

(注) 1. 当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

2. 主な販売先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
	金額（千円）	割合 (%)
トライポッドワークス株式会社	129,825	41.7
santec Japan 株式会社	102,514	32.9

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。

(1) 認知度の向上及び販売力の強化

新規顧客獲得、販売代理店網の拡充等を図り、売上成長率を向上させていくためには、知名度の向上、販売力の強化が重要と認識しております。

その対処として、活用事例の積極的な訴求、マーケティング等のイベント出展の販売促進などを強化していくことで認知度の向上を図ってまいります。

(2) 新サービス開発と事業連携及びM&A の取り組み

当社は、顧客の要望に応じた新サービスを開発していくことで、ターゲット市場の拡大と売上の成長性の向上を図ってきました。今後、さらなる売上の成長性を向上させていくためには、新サービスの開発が重要と認識しております。

その対処として、他社との事業連携やM&A を積極的に活用していきたいと考えております。その一環として、2025年1月にセキュリティソリューション開発を行う JiranSecurity Co.,Ltd に、2025年8月にアーティスト活動に関わるサービスをワンストップで提供するプラットフォーム「mahocast」を運営する株式会社 STONE.B に出資をしております。

(3) 組織体制の強化

上記の課題に対処していくためには、その土台となる組織体制を更に強化していくことが重要と認識しております。今後も、更に優秀な人材の確保に努めるとともに、生産性向上や組織活性化のための環境づくり、人材育成のための教育支援制度の拡充になお一層取り組んでまいります。

(4) 財務基盤の強化

当社の事業活動は営業活動による運転資金と金融機関からの借入を中心として行ってまいりました。当社の事業においては契約期間に関わる売上官代金を一括して前受金として受け取っていることから、営業活動による資金繰りの面では安定をしておりますが、今後の事業拡大には研究開発や人的資本への一定の投資が必要な状況です。また、2024年12月末における純資産額は125,860千円、自己資本比率は6.2%となっており、安定的な財務基盤の強化が必要と認識しております。収益体质の強化を図るとともに、資金調達手段の多様化を検討し、財務体质の強化を図って参ります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 情報セキュリティに関するリスク

当社では業務に関連する個人情報及び企業情報を保有しているため、情報セキュリティの確保を経営上の重要な課題の1つに位置付け、情報資産を適切に保護・管理し、情報セキュリティの継続的な維持・向上に努めております。

しかしながら、万が一、情報資産の漏洩、改ざん、消失またはその他の情報セキュリティ事故が発生した場合には、当社の信用低下や損害賠償責任の負担等を通じて、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社は、上記リスクへの対策として、国際的な規格に基づく ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得し、情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、厳格な情報管理を行っております。

（2）製品の不具合

プログラムの不具合であるバグを無くすことは重要な課題ですが、ハードウェアや基本ソフトなどの環境との相性もあり、バグを皆無にすることは一般的に難しいと考えられています。バグの発生を抑えるよう対応策を講じておりますが、それでもなお当社が販売した商品に予期し得ない重大なバグが内在し、これが発生した場合、追加的に発生する対応作業、顧客への補償や機会損失等の発生、当社や商品の信用力の低下により、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（3）競合について

情報セキュリティ市場は、成長業界であることから競合他社が多く存在しており、巨大企業とも競合しております。この状況下において、当社ではサービスの開発、販売力の拡充、技術力の強化により、他社との差別化を図っておりますが、競争環境の激化により当社の製品またはサービスが他社に劣後する場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

（4）特定の取引先への依存

当社は、ファイル共有サービス「GIGAPOD」は株式会社トライポッドワークスとの共同開発製品であることなどから、同社との取引が2024年12月期において当社売上高に占める割合は52.8%であります。

株式会社トライポッドワークスは、企業向け業務効率化アプリケーションおよびセキュリティプロダクトの開発、販売等を行う会社であり、その取引関係については安定したものとなっておりますが、何らかの理由で取引に支障が生じた場合には、当社の業績に影響を与える恐れがあります。これら依存度の高い取引先とは現在良好な関係を維持しており、また複数の販売代理店との関係構築を行っておりますが、何らかの事情によりこれら販売先との取引が大きく変動した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（5）特定の外注先への依存

当社は、販売されている商品やサービスの企画は当社で行い、基本開発は外部に委託する事業モデルを特徴としております。Jiransecurity Co.,Ltd.に対して多くの開発、保守業務を委託しており、同社との取引が2024年12月期において当社売上原価に占める割合は72.2%であります。当社は、外注先との関係強化・維持を図ると共に、複数の外注先を確保することを方針としておりリスクの極小化に努めておりますが、外注先の方針転換等により外注先へ業務委託できない状況が発生した場合には、開発が困難となる等、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（6）知的財産権管理について

当社は、これまで著作権を含めた知的財産権に関しては、他社の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差止めの請求を受けたことはなく、知的財産権の侵害を行っていないものと認識しております。

しかしながら、当社の事業領域において第三者が保有する知的財産権を完全に把握することは困難であり、当社が認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合には当社に対する損害賠償や使用差止め等が行われることにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（7）契約件数急増に伴うカスタマーサポート体制の整備

契約件数が増加していることにより、当社サービスに関するサポート業務への対応工数が増加しております。当社はサポート体制の強化を図ることが顧客満足度向上のために重要であると認識しており、対応を進めておりますが、契約件数急増によるサポート業務への対応遅延が生じた場合には、顧客満足度が低下し、解約に繋がることで当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 技術変化への対応

当社は、販売代理店等との連携深化を進めるとともに、技術開発力の強化、更なる新しい製品の開拓や普及に対応すべく、将来に向けた技術開発を発展させる取り組みを進めております。

しかしながら、当社が展開する事業における技術の進歩及び著しい変化によるサービスの陳腐化、競争力の低下、技術変化への対応の遅れが生じた場合には、新規契約の伸び悩みや解約の増加が生じる可能性があり、ひいては当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす恐れがあります。

(9) 小規模組織であることによる人材の流動性リスク

当社は、事業規模に応じた組織体制を志向しており、現在は比較的小規模の体制で事業運営を行っておりますが、今後のさらなる成長に向けて、当社事業における専門知識、技術及び資格等を有する人材の確保・育成が必要不可欠なものとの認識しております。優秀な人材の獲得と定着、能力開発に注力しております。

しかしながら、採用難や労働市場全体の流動性の高まり、あるいは当社の就業環境の悪化や育成計画の未達成により、人材が社外流出した場合や、高い専門性を持つ人材を十分に確保できない場合、生産性や競争力の低下に繋がり、当社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。

しかしながら、当社は成長拡大の過程にあると考えております。経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ですが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(11) 自然災害、事故等について

感染症の世界的な流行（パンデミック）や地震や天災といった災害、国内におけるテロ活動などの予期せぬ事態により、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。当社としては、緊急事態に遭遇した場合において、損害を最小限に止めつつ、事業の継続を可能とするための対応を図っておりますが、大規模な地震や台風等の自然災害、火災などの事故災害やパンデミックが発生し、当社の業務に支障が生じた場合、また、このような緊急事態が長期化し、企業活動が長期間にわたり大幅に制限される等の理由により、景気が著しく悪化し、多くの顧客企業がセキュリティ投資を抑制した場合には、売上の減少や利益率の低下、回収サイトの長期化など、当社の事業展開、経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行以降、リモートワークを導入する等、柔軟に事業を継続できる体制の整備を図っております。

(12) 内部管理体制について

当社は、本発行者情報公表日現在、取締役3名、監査役2名、従業員14名と比較的小規模な組織であり、業務執行体制及び内部管理体制もこれに応じたものとなっております。今後の業務の拡大に伴って、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進捗しなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 大株主との関係について

株式会社 JIRAN JAPAN は、本発行者情報公表日現在、当社発行済株式総数の42.93%を保有するその他の関係会社であります。

当社と同社との取引については一般取引先と同様の決裁権限及び条件にて実施しており、取引の適正性を確保しております。また、関連当事者との取引については、関連当事者取引管理規程に従って、新規取引の事前承認を行うこととしております。本発行者情報公表日現在、同社からの役員の派遣、出向者の受け入れ等の人的関係はありません。さらに、当社の事業遂行において、同社の事前承認又は事前報告を必要とする事項はないこと

から、当社の独立性及び自立性は確保されていると認識しております。

(14) JIRAN グループとの関係について

①JIRAN グループの概要

JIRAN グループは韓国、日本のはか、米国、シンガポール、スウェーデンに拠点を構え、現在までにグローバルで 100 億円の売上がある韓国有数のセキュリティベンダーで「メールセキュリティ」「プライバシーフィルター」に強みを持っております。

②JIRAN グループにおける当社の位置付け

JIRAN グループは、JIRANSOFT グループと JIRANCHALLENGES グループに大別されます。

JIRANSOFT グループは、KOSDAQ に上場する企業を 2 社保有するなど、既に安定したビジネスを有する企業群を保有しております。一方、JIRANCHALLENGES グループはベンチャー企業、小規模事業、ファンドなどを管理する役割を持つ株式会社 JIRANCHALLENGES を筆頭に、出資先企業群を支援する役割を担っております。

本発行者情報公表日現在において、株式会社 JIRANCHALLENGES は株式会社 JIRAN PARTNERS (グループ会社の管理、統括) の発行済株式数の 100%を保有しております、さらに株式会社 JIRAN PARTNERS は当社の主要株主である株式会社 JIRAN JAPAN の発行済株式数の 92.5%を保有しております。

株式会社 JIRAN JAPAN の傘下には、当社のはか、オンラインストレージサービスの「株式会社ダイレクトクラウド」、ビックデータ処理ソリューションを提供する「株式会社 Msystem」、Wi-Fi センサーによるマーケティング支援サービスを運営する「OXYZEN 株式会社」、IT 製品の日本市場進出をサポートする「株式会社 JBridge」、企業の情報漏洩調査の「株式会社 ZERO SECURITY」があります。

当社は JIRAN グループ内において日本市場における情報セキュリティ事業に特化した企業として位置づけられており、JIRAN グループ製品において JIRAN グループ会社が「製品開発」、当社が「販売」を行っております。当社は JIRAN グループ製品が否かにかかわらず、独立性と競争優位性を持って事業を展開しており、JIRAN グループ内の事業競合によって当社の経営の独立性を損なうような状況はございません。

③JIRAN グループとの人的関係

本発行者情報公表日現在、当社において、JIRAN グループからの人材受入れは行っておりません。

④JIRAN グループ各社との取引関係

当社は JIRAN グループに対して開発の外注及びロイヤリティの支払を行っており、2024 年 12 月期における売上原価に占める割合は 90.2%となっております。特に Jiransecurity Co., Ltd. に対して多くの開発業務を委託しており、その売上原価に占める割合は 72.2%であります。開発委託を始めとする独立第三者間取引で適用される取引条件又は社会通念上合理的な見積りによる公正妥当な取引条件により営業取引等を行っております。

(15) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態

から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間ににおいて、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるもの

である場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行なう割合を条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剩余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適當と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反のは正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反のは正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第7期事業年度末（2024年12月31日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は2,010,103千円で、前事業年度末に比べ892,588千円増加しております。これは主に、現金及び預金が589,675千円増加、前払費用が336,080千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は18,799千円で、前事業年度末に比べ4,667千円増加しております。これは主に、ソフトウェアが10,326千円増加したことによるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は1,877,248千円で、前事業年度末に比べ828,621千円増加しております。これは主に、契約負債が773,631千円増加したことによるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は25,794千円で、前事業年度末に比べ3,828千円減少しております。これは長期借入金が3,828千円減少したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は125,860千円で、前事業年度末に比べ72,462千円増加しております。これは当事業年度の当期純利益72,462千円を計上したことによるものです。

第8期中間会計期間末（2025年6月30日）

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は2,458,051千円で、前事業年度末に比べ447,947千円増加しております。これは主に、現金及び預金が243,360千円増加、前払費用が203,011千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は147,095千円で、前事業年度末に比べ128,296千円増加しております。これは主に、ソフトウェア仮勘定が25,000千円増加、投資有価証券が101,066千円増加したことによるものです。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は2,401,521千円で、前事業年度末に比べ524,273千円増加しております。これは主に、契約負債が564,540千円増加した一方、買掛金が16,425千円減少、未払消費税等が15,554千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は23,741千円で、前事業年度末に比べ2,053千円減少しております。これは長期借入金が2,053千円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は179,884千円で、前事業年度末に比べ54,024千円増加しております。これは主に、当中間会計期間の中間純利益52,186千円を計上したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第3【事業の状況】1【業績等の概要】に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日（2025年12月24日）から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当事業年度中に実施した設備投資の総額は 10,799 千円であり、その内訳は、セキュリティ教育「SECURITY ONE」の開発費用 10,600 千円であります。

第8期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間会計期間中に実施した設備投資の総額は 25,000 千円であり、その内訳は、「NextPOD」の1次開発費用 25,000 千円であります。

2 【主要な設備の状況】

第7期事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

2024年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
		工具、器具 及び備品	ソフトウェア	商標権	合計	
本社 (東京都港区)	事務所設備	284	10,326	99	10,710	11

(注) 1. 本社の建物は賃借しており、年間賃料は 12,954 千円であります。

2. 当社は単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

第8期中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

2025年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
		工具、器具 及び備品	ソフトウェア 等	商標権	合計	
本社 (東京都港区)	事務所設備	1,569	34,166	176	35,912	14

(注) 1. 「ソフトウェア等」には、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定が含まれております。

2. 本社の建物は賃借しており、賃料は 11,478 千円であります。

3. 当社は単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしております。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年10月31日現在)

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2024年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年11月21日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	7,276,000	27,240	2,724,000	非上場	単元株式数 100株
計	10,000,000	7,276,000	27,240	2,724,000	—	—

(注) 1. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は9,000,000株増加し、10,000,000株となっております。

2. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は2,696,760株増加し、2,724,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年3月31日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数(個)	1,500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,500 (注) 1、3	150,000 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2、3	1 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2024年4月1日 至 2026年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 (注) 3 資本組入額 1 (注) 3	発行価格 1 (注) 3 資本組入額 1 (注) 3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これ行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
--------------------------	---	---

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \frac{1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \frac{1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2025年10月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（2023年3月31日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数（個）	660	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	660（注）1、3	66,000（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,124（注）2、3	22（注）2、3
新株予約権の行使期間	自 2026年4月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,124（注）3 資本組入額 1,062（注）3	発行価格 22（注）3 資本組入額 11（注）3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これ行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による	同左

	退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{時価}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \frac{1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2025年10月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（2025年8月22日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年10月31日)
新株予約権の数（個）	—	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	100,000（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	514（注）2、3
新株予約権の行使期間	—	自 2027年8月23日 至 2035年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 514（注）3 資本組入額 256（注）3
新株予約権の行使の条件	—	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。

		②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\begin{aligned} \text{調整後 } &= \frac{\text{調整前 } \times \text{既発行 }}{\text{行使価額}} + \frac{\text{新規発行 } \times \text{1株当たり }}{\text{株式数}} \\ \text{行使価額} &= \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{時価}} \end{aligned}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\begin{aligned} \text{調整後行使価額} &= \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \end{aligned}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年8月29日 (注) 1	—	27,240	△6,461	50,000	△46,461	—
2025年10月16日 (注) 2	2,696,760	2,724,000	—	50,000	—	—

- (注) 1. 2025年7月23日の株主総会決議により、2025年8月29日付で資本金の金額を6,461千円及び資本準備金の金額を46,461千円減少させ、その他資本剰余金に振り替えております。(減資割合は11.4%)
 2. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより株式数は2,696,760株増加し、2,724,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	3	2	4	12	
所有株式数(単元)	—	—	—	14,261	4,214	2,250	6,515	27,240	
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	52.4	15.5	8.3	23.9	100	

(注) 1 当社所有の自己株式は、株主総会決議に基づく自己株式の取得によるものであり、「個人その他」に1,715単元含まれております。

(注) 2 2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。また、2025年10月16日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	171,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,552,500	25,525	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,724,000	—	—
総株主の議決権	—	25,525	—

- (注) 1. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、完全議決権株式数（その他）及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ2,724,000株となっております。
2. 2025年10月16日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

2025年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 JSecurity	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング南館17階	171,500	—	171,500	6.3
計	—	171,500	—	171,500	6.3

- (注) 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割を行っております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（2021年3月31日定時株主総会決議）

決議年月日	2021年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権（2023年3月31日定時株主総会決議）

決議年月日	2023年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上

新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（2025年8月22日臨時株主総会決議）

決議年月日	2025年8月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
臨時株主総会（2025年7月23日）での決議状況 (取得期間 2025年7月23日～2025年8月31日)	39,000	20,014
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
最近期間における取得自己株式	39,000	20,014
提出日現在の未行使割合（%）	—	—

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
臨時株主総会（2025年8月22日）での決議状況 (取得期間 2025年8月29日～2025年8月31日)	132,500	67,999
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
最近事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
最近期間における取得自己株式	132,500	67,999
提出日現在の未行使割合（%）	—	—

(注) 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、上記株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	171,500	—

(注) 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割を行っており、上記株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、当事業年度は配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元は経営の重要な課題であると認識しております。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、今後の柔軟な資本政策に備えるため配当を実施しておりません。内部留保資金につきましては、事業拡大による運転資金の確保と今後予想される経営環境の変化に対応すべく企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

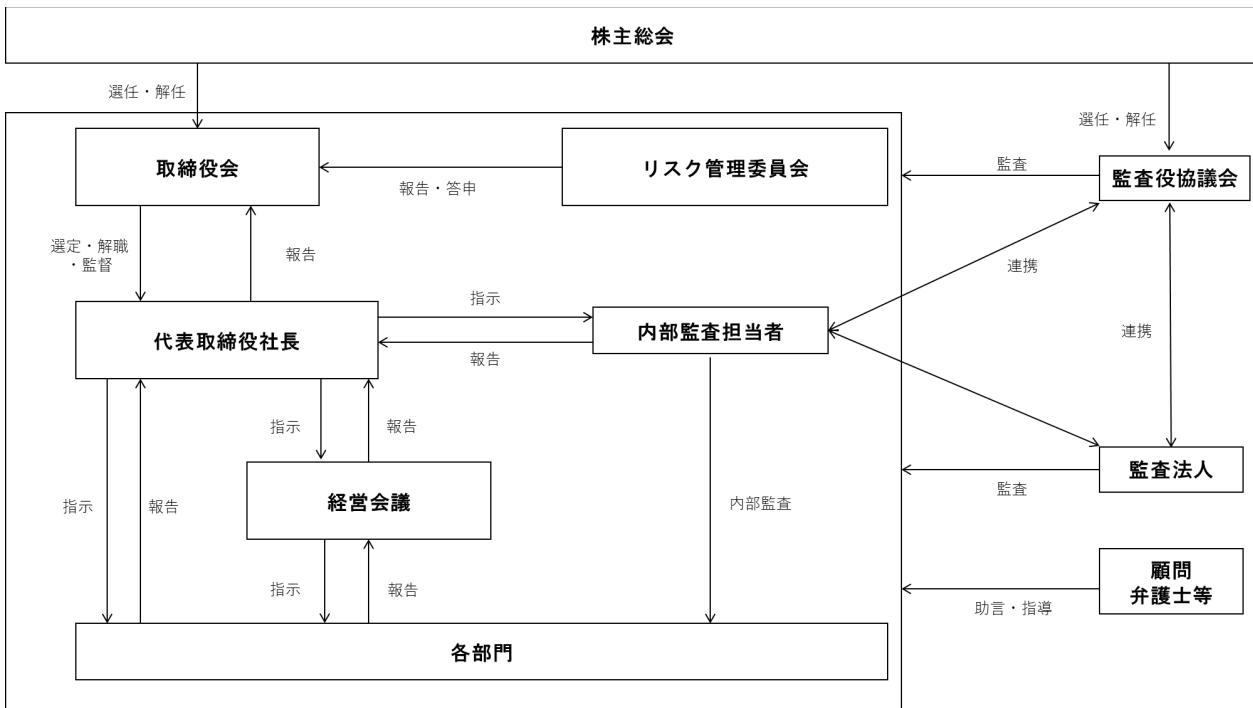
男性3名 女性2名 (役員のうち女性の比率 40.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	今村 誉一	1984年4月6日	2011年4月 SMBC日興証券株式会社入社 2019年12月 当社 取締役 2020年3月 当社 代表取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	250,000
取締役	営業部長 商品企画部長	李 瀧燕	1985年3月29日	2011年5月 株式会社bestec入社 2014年7月 株式会社Jiransoft Japan入社（現 株式会社JIRAN JAPAN） 2018年1月 当社へ転籍により入社 2018年12月 当社営業部長 2019年4月 当社企画マーケティング部長 2020年4月 当社事業部長 2021年3月 当社取締役事業部長 2022年4月 当社取締役商品企画部長 2023年4月 当社取締役営業部長 兼 商品企画部長（現任）	(注) 1	(注) 3	30,000
取締役	経営管理部長	小林 拓矢	1987年12月13日	2010年4月 有限責任あづさ監査法人入所 2013年10月 公認会計士登録 2015年1月 株式会社イノベーション入社 2016年4月 株式会社エスネットワークス入社 2020年1月 サスメド株式会社入社 2021年10月 小林会計事務所開設（現任） 2022年4月 PLXコンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任） 2023年5月 当社 経営管理部入社 2024年10月 当社 取締役経営管理部長（現任）	(注) 1	(注) 3	—
常勤監査役		金澤 史英	1971年10月29日	1995年9月 株式会社エース商事入社（現 株式会社エース電研） 2000年5月 株式会社コンフィデンス入社 2003年1月 ブリッジインターナショナル株式会社入社 2017年4月 ブリッジインターナショナル株式会社取締役 2020年4月 ClieXito株式会社監査役 2022年3月 株式会社アイ・ラーニング取締役 2024年3月 当社社外監査役（現任）	(注) 2	(注) 3	—
監査役		佃 友貴	1984年10月28日	2007年12月 あらた監査法人入所（現 PwC Japan有限責任監査法人） 2011年9月 公認会計士登録 2015年11月 SMBC日興証券株式会社入社 2021年2月 佃公認会計士事務所設立 2021年12月 TAコンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任） 2022年3月 当社社外監査役（現任） 2022年12月 プラスロジスティクス株式会社社外取締役（現任） 2024年4月 株式会社SHIFFON社外監査役（現任） 2024年6月 ギークス株式会社社外取締役（現任）	(注) 2	(注) 3	—
計							280,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年10月16日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2025年10月16日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2024年12月期における役員報酬の総額は、「6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】⑦役員報酬の内容」に記載のとおりであります。
4. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割しております。
5. 金澤史英氏及び佃友貴氏は、会社法第2条第15号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、長期継続的に企業価値を高めることを目指し、健全で透明性の高い経営を行い、コンプライアンスとタイムリーディスクロージャーを徹底することにより、株主やお客様など当社グループを取り巻く全てのステークホルダーの利益を守ることが重要であると認識しております。この実現には、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が不可欠であり、そのための権限と責任の明確化や情報伝達の迅速化、情報管理体制の強化及び更なる経営の効率化など、経営組織体制の整備に努めております。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

また、監査役2名が取締役会に出席し、適宜意見を述べるとともに、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

ロ. 監査役

当社の監査役協議会は、監査役2名（うち社外監査役2名）で構成されております。

監査役は、監査役協議会規則に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、有限責任パートナーズ綜合監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2024年12月期において監査を執行した公認会計士は鈴木努氏、山口純平氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名その他5名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

二. リスク管理委員会

当社は、リスク管理規程に基づき、全社的なリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は3か月に1回開催され、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から意見を聴取したうえで、経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。

④内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長に選任された内部監査責任者及び担当者により、内部監査を実施しております。内部監査では、各部門の行遂行状況を監査し、結果については内部監査責任者より代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップに努めています。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理部が情報の一元化を行っています。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっています。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外監査役2名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っています。

社外監査役は、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っています。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	33,600		—	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	5,700		—	—	2

（注）上表には、2024年9月30日付で辞任により退任した取締役1名を含んでおります。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会

の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときには限られます。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	14,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表及作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京取引証券所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任パートナーズ綜合監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任パートナーズ綜合監査法人により期中レビューを受けております。

4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	524, 608	1, 114, 284
売掛金	27, 263	32, 174
商品	725	588
前払費用	524, 164	860, 245
短期貸付金	40, 000	—
その他	753	2, 811
流動資産合計	1, 117, 514	2, 010, 103
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	302	284
有形固定資産合計	※1 302	※1 284
無形固定資産		
商標権	167	99
ソフトウエア	—	10, 326
ソフトウエア仮勘定	1, 000	—
無形固定資産合計	1, 167	10, 425
投資その他の資産		
繰延税金資産	10, 765	5, 597
敷金	1, 895	2, 491
投資その他の資産合計	12, 661	8, 089
固定資産合計	14, 131	18, 799
資産合計	1, 131, 645	2, 028, 902

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	29,024	35,985
1年内返済予定の長期借入金	3,828	3,828
未払金	10,428	7,008
未払費用	837	1,526
未払法人税等	290	22,272
未払消費税等	13,550	35,210
契約負債	988,419	1,762,050
預り金	2,248	2,022
賞与引当金	—	7,343
流動負債合計	1,048,626	1,877,248
固定負債		
長期借入金	29,622	25,794
固定負債合計	29,622	25,794
負債合計	1,078,248	1,903,042
純資産の部		
株主資本		
資本金	56,461	56,461
資本剰余金	46,461	46,461
資本準備金	46,461	46,461
資本剰余金合計	46,461	46,461
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△49,526	22,936
利益剰余金合計	△49,526	22,936
株主資本合計	53,397	125,860
純資産合計	53,397	125,860
負債純資産合計	1,131,645	2,028,902

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2025年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,357,644
売掛金	33,637
商品	205
前払費用	1,063,257
その他	3,306
流動資産合計	2,458,051
固定資産	
有形固定資産	
工具、器具及び備品（純額）	1,569
有形固定資産合計	1,569
無形固定資産	
商標権	176
ソフトウエア	9,166
ソフトウエア仮勘定	25,000
無形固定資産合計	34,343
投資その他の資産	
投資有価証券	101,066
繰延税金資産	1,657
敷金	8,458
投資その他の資産合計	111,183
固定資産合計	147,095
資産合計	2,605,147

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年6月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	19,559
一年以内返済予定長期借入金	3,828
未払法人税等	22,253
未払消費税等	19,655
契約負債	2,326,591
その他	9,633
流動負債合計	2,401,521

固定負債

長期借入金	23,741
固定負債合計	23,741
負債合計	2,425,262

純資産の部

株主資本

資本金	56,461
資本剰余金	46,461
利益剰余金	75,123
株主資本合計	178,047

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	1,837
評価・換算差額等合計	1,837
純資産合計	179,884
負債純資産合計	2,605,147

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	※1 380,324	※1 520,839
売上原価	160,216	190,188
売上総利益	220,108	330,650
販売費及び一般管理費	※2 187,460	※2 231,228
営業利益	32,648	99,422
営業外収益		
受取利息	243	212
補助金収入	—	566
為替差益	532	27
その他	1	35
営業外収益合計	776	841
営業外費用		
支払利息	248	349
その他	31	—
営業外費用合計	279	349
経常利益	33,144	99,914
税引前当期純利益	33,144	99,914
法人税、住民税及び事業税	290	22,282
法人税等調整額	15,949	5,168
法人税等合計	16,239	27,451
当期純利益	16,905	72,462

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 外注費	※1	47,096	31.1	46,119	24.7
II 経費		104,223	68.9	140,315	75.3
当期総発生費用		151,319	100	186,435	100
期首商品棚卸高		1,090		725	
当期商品仕入高		8,531		3,616	
合計		160,941		190,776	
期末商品棚卸高		725		588	
当期売上原価		160,216		190,188	

※1 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
支払ロイヤリティ	104,028	135,872

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2025年1月1日

至 2025年6月30日)

売上高	311,342
売上原価	118,728
売上総利益	192,613
販売費及び一般管理費	※ 125,916
営業利益	66,696
営業外収益	
受取利息	478
補助金収入	11,199
その他	6
営業外収益合計	11,685
営業外費用	
支払利息	160
為替差損	775
営業外費用合計	936
経常利益	77,445
税引前中間純利益	77,445
法人税、住民税及び事業税	22,327
法人税等調整額	2,931
法人税等合計	25,258
中間純利益	52,186

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	56,461	46,461	46,461	△66,431	△66,431	36,492	36,492
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	16,905	16,905	16,905	16,905
当期変動額合計	—	—	—	16,905	16,905	16,905	16,905
当期末残高	56,461	46,461	46,461	△49,526	△49,526	53,397	53,397

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	56,461	46,461	46,461	△49,526	△49,526	53,397	53,397
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	72,462	72,462	72,462	72,462
当期変動額合計	—	—	—	72,462	72,462	72,462	72,462
当期末残高	56,461	46,461	46,461	22,936	22,936	125,860	125,860

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資產合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	56,461	46,461	46,461	22,936	22,936	125,860	—	—	125,860	
当中間期変動額										
中間純利益	—	—	—	52,186	52,186	52,186			52,186	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							1,837	1,837	1,837	
当中間期変動額合計	—	—	—	52,186	52,186	52,186	1,837	1,837	1,837	
当中間期末残高	56,461	46,461	46,461	75,123	75,123	178,047	1,837	1,837	179,884	

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	33,144	99,914
減価償却費	302	1,559
賞与引当金の増減額（△は減少）	△1,200	7,343
受取利息	△243	△212
支払利息	248	349
為替差損益（△は益）	△412	△890
営業債権の減少額（△は増加）	90,873	△4,910
棚卸資産の増加額（△は増加）	365	137
前払費用の増減額（△は増加）	△297,646	△336,080
仕入債務の増減額（△は減少）	△77,488	6,960
未払金の増減額（△は減少）	4,497	△3,419
未払費用の増減額（△は減少）	364	691
未払消費税等の増減額（△は減少）	2,094	21,659
契約負債の増減額（△は減少）	538,209	773,631
その他	839	△1,742
小計	293,949	564,990
利息の受取額	243	212
利息の支払額	△233	△352
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△290	△297
営業活動によるキャッシュ・フロー	293,668	564,552
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△285	△199
無形固定資産の取得による支出	△1,000	△10,600
関係会社株式の売却による収入	47,060	—
貸付金の回収による収入	10,000	40,000
敷金の差入による支出	△1,035	△1,140
投資活動によるキャッシュ・フロー	54,740	28,060
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△25,990	△3,828
財務活動によるキャッシュ・フロー	△25,990	△3,828
現金及び現金同等物の換算差額	412	890
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	322,830	589,675
現金及び現金同等物の期首残高	201,777	524,608
現金及び現金同等物の期末残高	※ 524,608	※ 1,114,284

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2025年1月1日
至 2025年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前中間純利益	77,445
減価償却費	1,322
賞与引当金の増減額（△は減少）	△7,343
受取利息	△478
支払利息	160
為替差損益（△は益）	994
売上債権の増減額（△は増加）	△1,463
棚卸資産の増減額（△は増加）	382
前払費用の増減額（△は増加）	△203,011
仕入債務の増減額（△は減少）	△16,425
未払消費税等の増減額（△は減少）	△15,554
契約負債の増減額（△は減少）	564,540
その他	△4,185
小計	396,383
利息の受取額	478
利息の支払額	△162
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△22,345
営業活動によるキャッシュ・フロー	374,353

投資活動によるキャッシュ・フロー

無形固定資産の取得による支出	△25,000
投資有価証券の取得による支出	△98,221
敷金の差入による支出	△4,725
投資活動によるキャッシュ・フロー	△127,946

財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入金の返済による支出	△2,053
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,053
現金及び現金同等物の換算差額	△994
現金及び現金同等物の増加額（△は減少）	243,360
現金及び現金同等物の期首残高	1,114,284
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,357,644

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

② 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

また、履行義務が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配することであると判断する場合は、顧客から受け取ると見込まれる金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。取引の対価は履行義務を充足してから主として1ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

① 製品本体

製品本体の販売に係る履行義務は、顧客との販売契約に基づいて製品及びソフトウェアを顧客に提供することです。当該履行義務は、顧客において製品が使用可能となった一時点において充足されると判断し、製品を納品した時点またはソフトウェアの供与を開始した一時点で収益を認識しております。

② ライセンス・保守サービス

ライセンス・保守サービスに係る履行義務は、ソフトウェアの利用に関連する問合せや障害対応などの保守サービスを提供することです。当該履行義務は、時の経過に伴い充足されるため、契約期間にわたり期間按分して収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	711千円	928千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度6.5%、当事業年度12.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93.5%、当事業年度87.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
役員報酬	33,540千円	39,300千円
給料手当	57,604	65,702
賞与引当金繰入額	—	7,343
支払手数料	18,766	16,616
支払報酬料	17,034	24,279
減価償却費	302	1,559

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年末
普通株式（株）	27,240	—	—	27,240
合計	27,240	—	—	27,240

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年末
普通株式（株）	27,240	—	—	27,240
合計	27,240	—	—	27,240

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金	524,608千円	1,114,284千円
現金及び現金同等物	524,608	1,114,284

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
1年内	11,340	14,575
1年超	10,395	—
合計	21,735	14,575

(注) 中途解約不能な利用契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。短期貸付金につきましては、貸付先の信用リスクに晒されております。敷金は、本社オフィスの利用契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、短期間で決済されるものであります。借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、担当部署において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

短期貸付金については、貸付先の財務状況を確認し、信用リスクを管理しております。敷金については、オフィスの利用契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。買掛金及び未払金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「短期貸付金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	1,895	1,893	△1
資産計	1,895	1,893	△1
長期借入金（1年内返済予定を含む）	33,450	32,699	△750
負債計	33,450	32,699	△750

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金(※1)	1,655	1,649	△6
資産計	1,655	1,649	△6
長期借入金（1年内返済予定を含む）	29,622	28,544	△1,077
負債計	29,622	28,544	△1,077

(※1) 貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額836千円であります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	524,608	—	—	—
売掛金	27,263	—	—	—
短期貸付金	40,000	—	—	—
合計	591,871	—	—	—

(注) 敷金については、返還期日を明確に把握できないため、記載しておりません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,114,284	—	—	—
売掛金	32,174	—	—	—
合計	1,146,458	—	—	—

(注) 敷金については、返還期日を明確に把握できないため、記載しておりません。

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	3,828	3,828	3,828	3,828	3,828	14,310
合計	3,828	3,828	3,828	3,828	3,828	14,310

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	3,828	3,828	3,828	3,828	2,430	11,880
合計	3,828	3,828	3,828	3,828	2,430	11,880

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	1,893	—	1,893
資産計	—	1,893	—	1,893
長期借入金	—	32,699	—	32,699
負債計	—	32,699	—	32,699

※長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	1,649	—	1,649
資産計	—	1,649	—	1,649
長期借入金	—	28,544	—	28,544
負債計	—	28,544	—	28,544

※長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式 150,000株	普通株式 83,000株
付与日	2021年3月31日	2023年3月31日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 2024年4月1日 至 2026年3月31日	自 2026年4月1日 至 2028年3月31日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2025年10月16日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数、価格に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	150,000	83,000
付与	—	—
失効	—	17,000
権利確定	150,000	—
未確定残	—	66,000
権利確定後（株）		
前事業年度末	—	—
権利確定	150,000	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	150,000	—

(注) 2025年10月16日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価額（円）	1	22
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

(注) 2025年10月16日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単価あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式を参考しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

8,378千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	一千円	2,539千円
未払事業税	—	2,314
ソフトウエア	929	2,092
税務上の繰越欠損金	13,472	—
その他	681	923
繰延税金資産小計	15,083	7,869
評価性引当額	△4,318	△2,272
繰延税金資産合計	10,765	5,597

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前事業年度 (2023年12月31日)		当事業年度 (2024年12月31日)	
	34.59	%	34.59	%
法定実効税率				
(調整)				
住民税均等割	0.87		0.29	
評価性引当額の増減	10.95		△2.18	
税額控除	—		△3.35	
軽減税率適用による影響	—		△0.95	
その他	2.58		△0.94	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.00	%	27.47	%

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等について、従来の34.59%から35.43%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、本社事務所の利用契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、利用契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、情報セキュリティ事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
製品本体	172,937	170,050
ライセンス・保守サービス	207,387	350,788
外部顧客への売上高	380,324	520,839

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	118,137	27,263
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	27,263	32,174
契約負債(期首残高)	450,209	988,419
契約負債(期末残高)	988,419	1,762,050

契約負債は、主に、役務の提供期間に応じて均等に収益を認識する運用・保守サービス契約における顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

残存履行義務に配分した取引価格	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
1年以内	316,896	545,981
1年超	671,522	1,216,068
合計	988,419	1,762,050

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントのため、記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	製品本体	ライセンス・保守サービス	合計
外部顧客への売上高	172,937	207,387	380,324

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
トライポッドワークス株式会社	227,798

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	製品本体	ライセンス・保守サービス	合計
外部顧客への売上高	170,050	350,788	520,839

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
トライポッドワークス株式会社	275,193
santec Japan株式会社	125,389

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 JIRAN JAPAN	東京都 港区	19,995	情報セキュ リティ	(被所有) 直接 48.43	資金の貸付 等	貸付金の回収 (注)	10,000	短期 貸付金	40,000

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 JIRAN JAPAN	東京都 港区	19,995	情報セキュ リティ	(被所有) 直接 42.93	資金の貸付 等	貸付金の回収 (注)	40,000	—	—

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	今村 誉一	—	—	当社の 代表取締役	(被所有) 直接 8.81	債務被保証	銀行借入に対 する債務被保 証（注）	33,450	—	—

(注) 債務被保証の取引金額については、期末被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払は行つ
ておりません。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	今村 誉一	—	—	当社の 代表取締役	(被所有) 直接 9.18	債務被保証	銀行借入に対 する債務被保 証（注）	29,622	—	—

(注) 債務被保証の取引金額については、期末被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払は行つ
ております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1 株当たり純資産額	19円60銭	46円20銭
1 株当たり当期純利益	6 円21銭	26円60銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 2. 当社は、2025 年 9 月 16 日開催の当社取締役会の決議に基づき、2025 年 10 月 16 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行いましたが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益(千円)	16,905	72,462
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	16,905	72,462
期中平均株式数(株)	2,724,000	2,724,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類 (新株予約権の株式数216,000株)。詳細は「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権 2 種類 (新株予約権の株式数216,000株)。詳細は「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

1. 資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、2025年7月23日開催の臨時株主総会決議に基づき、2025年8月29日を効力発生日として、以下のとおり資本金及び資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振り替えを行っております。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

資本政策の機動性及び柔軟性の確保を目的として、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

①減少する資本金及び資本準備金の額

資本金56,461,950円のうち6,461,950円

資本準備金の額46,461,950円のうち46,461,950円

②増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金52,923,900円

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

①取締役会決議日 2025年7月15日

②臨時株主総会決議日 2025年7月23日

③債権者異議申述公告日 2025年7月25日

④債権者異議申述最終期日 2025年8月28日

⑤効力発生日 2025年8月29日

2. 自己株式の取得

当社は、2025年7月23日開催の臨時株主総会において、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、特定の株主から自己株式を取得することを決議し、取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と成長戦略実現に向けた機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的としております。

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

390株（上限）

③株式の取得価額の総額

20,014千円（上限）

④株式を取得することができる期間

2025年7月23日～2025年8月末日

3. 自己株式の取得

当社は、2025年8月22日開催の臨時株主総会において、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、特定の株主から自己株式を取得することを決議し、取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と成長戦略実現に向けた機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的としております。

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

1,325株（上限）

③株式の取得価額の総額

67,999千円（上限）

④株式を取得することができる期間

2025年8月29日～2025年8月末日

4. 第3回新株予約権の発行

当社は、2025年8月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社役員に対し、第3回新株予約権を発行することを決議し、同日に発行しております。

なお、当該新株予約権の詳細については、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2025年9月16日開催の取締役会の決議に基づき、2025年10月16日を効力発生日として、以下のとおり株式分割及び定款の一部変更を行っております。また、2025年10月16日開催の臨時株主総会に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

投資単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2025年10月16日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	: 27,240株
今回の分割により増加する株式数	: 2,696,760株
株式分割後の発行済株式総数	: 2,724,000株
株式分割後の発行可能株式総数	: 10,000,000株

③ 株式分割の日程

基準日公告日 2025年9月29日

基準日 2025年10月16日

効力発生日 2025年10月16日

④ 1株あたり情報に及ぼす影響

1株あたり情報に及ぼす影響は、(1株あたり情報)に反映されております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、2025年10月16日開催の臨時株主総会により、同日付で当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を変更いたしました。

② 定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

変更前定款	変更後定款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,000,000</u> 株とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>10,000,000</u> 株とする。

(4) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は、次のとおりです。

当中間会計期間
(自 2025年1月1日
至 2025年6月30日)

給料手当	42,148千円
役員報酬	27,775千円

(中間キャッシュフロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当中間会計期間
(自 2025年1月1日
至 2025年6月30日)

現金及び預金	1,357,644千円
現金及び現金同等物	1,357,644千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、情報セキュリティ事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりあります。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
製品本体	93,794
ライセンス・保守サービス	217,547
外部顧客への売上高	311,342

(セグメント情報等)

当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントのため、記載は省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりあります。

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	19円16銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	52,186
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	52,186
普通株式の期中平均株式数(株)	2,724,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は2025年10月16日に普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり中間純利益を算出しております。

(重要な後発事象)

1. 資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、2025年7月23日開催の臨時株主総会決議に基づき、2025年8月29日を効力発生日として、以下のとおり資本金及び資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金への振り替えを行っております。

(1) 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

資本政策の機動性及び柔軟性の確保を目的として、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

①減少する資本金及び資本準備金の額

資本金56,461,950円のうち6,461,950円

資本準備金の額46,461,950円のうち46,461,950円

②増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金52,923,900円

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

①取締役会決議日 2025年7月15日

②臨時株主総会決議日 2025年7月23日

③債権者異議申述公告日 2025年7月25日

④債権者異議申述最終期日 2025年8月28日

⑤効力発生日 2025年8月29日

2. 自己株式の取得

当社は、2025年7月23日開催の臨時株主総会において、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、特定の株主から自己株式を取得することを決議し、取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と成長戦略実現に向けた機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的としております。

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

390株（上限）

③株式の取得価額の総額

20,014千円（上限）

④株式を取得することができる期間

2025年7月23日～2025年8月末日

3. 自己株式の取得

当社は、2025年8月22日開催の臨時株主総会において、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、特定の株主から自己株式を取得することを決議し、取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上と成長戦略実現に向けた機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的としております。

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

1,325株（上限）

③株式の取得価額の総額

67,999千円（上限）

④株式を取得することができる期間

2025年8月29日～2025年8月末日

4. 第3回新株予約権の発行

当社は、2025年8月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社役員に対し、第3回新株予約権を発行することを決議し、同日に発行しております。

なお、当該新株予約権の詳細については、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2025年9月16日開催の取締役会の決議に基づき、2025年10月16日を効力発生日として、以下のとおり株式分割及び定款の一部変更を行っております。また、2025年10月16日開催の臨時株主総会に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

投資単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2025年10月16日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	: 27,240株
今回の分割により増加する株式数	: 2,696,760株
株式分割後の発行済株式総数	: 2,724,000株
株式分割後の発行可能株式総数	: 10,000,000株

③ 株式分割の日程

基準日公告日 2025年9月29日

基準日 2025年10月16日

効力発生日 2025年10月16日

④ 1株あたり情報に及ぼす影響

1株あたり情報に及ぼす影響は、(1株あたり情報)に反映されております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、2025年10月16日開催の臨時株主総会により、同日付で当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を変更いたしました。

② 定款変更の内容

(下線部は変更箇所)

変更前定款	変更後定款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,000,000</u> 株とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>10,000,000</u> 株とする。

(4) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期末残高(千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額(千円)	当期償却額(千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	1,013	199	—	1,213	928	217	284
有形固定資産計	1,013	199	—	1,213	928	217	284
無形固定資産							
ソフトウエア	—	11,600	—	11,600	1,273	1,273	10,326
ソフトウエア仮勘定	1,000	10,600	11,600	—	—	—	—
商標権	304	—	—	304	204	68	99
無形固定資産計	1,304	22,200	11,600	11,904	1,478	1,341	10,425

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期末残高(千円)	平均利率(%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	3,828	3,828	0.86	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	29,622	25,794	1.17	2026年1月5日～ 2035年6月5日
合計	33,450	29,622	1.13	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)
長期借入金	3,828	3,828	3,828	2,430

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	—	7,343	—	—	7,343

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、利用契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	—
預金	
普通預金	1,114,284
小計	1,114,284
合計	1,114,284

② 売掛金

相手先	金額(千円)
トライポッドワークス株式会社	16,795
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	4,787
santec Japan株式会社	2,991
NECネットイノベーション株式会社	2,092
SB C&S株式会社	1,950
その他	3,557
合計	32,174

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A)+(D)}{2} \frac{366}{(B)}$
27,263	26,216,730	26,211,819	32,174	99.9	1

③ 商品

区分	金額(千円)
商品 SPAMSNIPER	588
合計	588

④ 前払費用

前払費用は、860,245 千円であり、主にサービス提供期間にわたり収益を認識したことにより、対応する費用を繰り延べたものとなります。

2 負債

① 買掛金

相手先	金額(千円)
Jiransecurity Co., Ltd.	18,793
Jiran Tech Co., Ltd.	5,000
EKS Co.	4,262
Jirandata Co., Ltd.	2,008
Nutrient	1,680
その他	4,239
合計	35,985

② 未払金

相手先	金額(千円)
港年金事務所	2,169
株式会社ジェーシービー	1,199
三井住友カード株式会社	1,552
American Express International, Inc.	483
その他	1,603
合計	7,008

③ 契約負債

品目	金額(千円)
サービス提供に係る契約負債	1,762,050
合計	1,762,050

④ 長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社日本政策金融公庫	20,520
株式会社三井住友銀行	5,274
合計	25,794

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>取次所 —</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>取次所 —</p> <p>買取手数料 無料</p>
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL https://www.jsecurity.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2023年1月10日	株式会社JIRAN JAPAN代表取締役吳 治泳	東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝10階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	Central adventure contents Investent Fund GP:Central Investment Partners Co., Ltd. CEO Paik Seung Jae	708, Nonhyeon-ro, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea, 4F Central Investment Partners	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,104	46,806(注)3	所有者より売却の意向があったため
2023年10月31日	株式会社JIRAN JAPAN代表取締役吳 治泳	東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝10階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	CheckMAL Inc. CEO Kim Jeong hun	A Bldg, #1308 U-TOWER, 767, Sinsu-ro, Saji-gu, Yongin-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea A	特別利害関係者等(大株主上位10名)	2,400	46,806(注)3	所有者より売却の意向があったため
2024年6月21日	姜 玖在	神奈川県川崎市幸区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	SSR INC. CEO 兼社長 Susan Osterberg	1606HO, 111, Digital-ro 26-gil, Guro-gu, Seoul, Republic of Korea	特別利害関係者等(大株主上位10名)	410	46,806(注)3	所有者より売却の意向があったため
2024年6月21日	鄭 輝卿	東京都豊島区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	SSR INC. CEO 兼社長 Susan Osterberg	1606HO, 111, Digital-ro 26-gil, Guro-gu, Seoul, Republic of Korea	特別利害関係者等(大株主上位10名)	300	46,806(注)3	所有者より売却の意向があったため
2024年10月1日	株式会社JIRAN JAPAN代表取締役吳 治泳	東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝10階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	santec Japan 株式会社 代表取締役社長 金城 大誠	愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,500	70,000(注)3	所有者より売却の意向があったため
2024年12月26日	コミュニケーションズプロジェクトグループ合同会社代表社員岸本 真行	東京都港区南青山3-15-9 MINOWA 表参道3階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	今村誉一	東京都文京区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	100	70,000(注)3	所有者より売却の意向があったため

2025年 7月25日	姜 玖在	神奈川県 川崎市幸 区	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	株式会社 JSecurity 代表 取締役 今村 誉一	東京都港 区浜松町 2-4-1 世 界貿易セ ンタービ ルディン グ南館17 階	—	390	51,320 (注) 3	自己株式 取得のお 知らせに 対して売 却申出が あつたた め
2025年 8月29日	コロプラ ネクスト 7号ファ ンド 投資事業 組合 業務執行 組合員 株式会社 コロプラ ネクスト 代表取締 役社長 山上慎太 郎	東京都港 区赤坂9- 7-2	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	株式会社 JSecurity 代表 取締役 今村 誉一	東京都港 区浜松町 2-4-1 世 界貿易セ ンタービ ルディン グ南館17 階	—	1,325	51,320 (注) 3	自己株式 取得のお 知らせに 対して売 却申出が あつたた め

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定期株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう）の末日（2024年12月31日）から起算して2年前（2022年12月31日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存されるものとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1)当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2)当社の大株主上位10名
 - (3)当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4)金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
3. 移動価格は、ディスカウント・キャッシュフロー方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。
4. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割しておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	第3回新株予約権
発行年月日	2025年8月22日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,000株
発行価格	51,320円
資本組入額	25,660円
発行価額の総額	51,320,000円
資本組入額の総額	25,660,000円
発行方法	2025年8月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の募集等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当J-Adviserに対して、以下の事項について確約させるものとされております。
 - ①割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有すること。
 - ②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
 - ③その他同取引所が必要と認める事項。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2025年4月30日であります。
2. 新株予約権の割当日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの間は、新株世や宇検の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとする。
3. 発行価格は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

第3回新株予約権	
行使時の払込金額	51,320 円
行使期間	2027年8月23日から 2035年8月22日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。なお、当該株式分割により、「発行数」は100,000株、「発行価格」は514円、「資本組入額」は256円にそれぞれ調整されております。

2 【取得者の概況】

第3回新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
李瀟燕	東京都荒川区	会社役員	500	25,660,000 (51,320)	特別利害関係者 (当社取締役)
小林拓矢	東京都中野区	会社役員	300	15,396,000 (51,320)	特別利害関係者 (当社取締役)
今村誉一	東京都文京区	会社役員	200	10,264,000 (51,320)	特別利害関係者 (当社代表取締役)

(注) 1. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

2025年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） の総数に対する所有株式数 の割合(%)
株式会社JIRAN JAPAN (注) 2	東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝10階	1, 169, 300	40. 76
今村 誉一 (注) 1、2、3	東京都文京区	453, 000 (203, 000)	15. 79 (7. 08)
CheckMAL Inc. (注) 2	A Bldg, #1308 U-TOWER, 767, Sinsu-ro, Suji-gu, Yongin-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	240, 000	8. 37
姜 玖在 (注) 2	神奈川県川崎市幸区	200, 000	6. 97
santec Japan株式会社 (注) 2	愛知県小牧市大字大草宇年上坂5823 番地	150, 000	5. 23
LEE SU JEONG (注) 2	Namyangju-si, Gyeonggido-do, Republic of Korea	150, 000	5. 23
李 潤燕 (注) 2、3	東京都荒川区	113, 000 (83, 000)	3. 94 (2. 89)
Central Adventure Contents Investment Fund (注) 2	4th Floor, Geumgang Building, 29, Gangnam-daero 132-gil, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	110, 400	3. 85
株式会社サテライトオフィス (注) 2	東京都江東区東陽4-3-1東陽町信栄 ビル4階	106, 800	3. 72
PARK DOO YONG (注) 2	Goyang-si, Gyenggi-do, Republic of Korea	75, 000	2. 61
SSR INC. (注) 2	1606H0, 111, Digital-ro 26-gil, Guro-gu, Seoul, Republic of Korea	71, 000	2. 48
小林 拓矢 (注) 3	東京都中野区	30, 000 (30, 000)	1. 05 (1. 05)
計	—	2, 868, 500 (316, 000)	100. 00 (11. 02)

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等 (当社取締役)

4. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

5. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入してお
ります。

独立監査人の監査報告書

2025年11月19日

株式会社 J Security

取締役会 御中

有限責任パートナーズ綜合監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

藤本 翔

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山口 純平

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5号の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J Security の2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J Security の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年7月23日開催及び2025年8月22日開催の臨時株主総会において自己株式の取得を決議し、取得している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2023年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備

を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月19日

株式会社J Security

取締役会 御中

有限責任パートナーズ綜合監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社J Securityの2025年1月1日から2025年12月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J Securityの2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年7月23日開催及び2025年8月22日開催の臨時株主総会において自己株式の取得を決議し、取得している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。